

## 令和8年度第1回周南市空家等審議会 会議録

- 日時：令和8年10月1日（木） 10時50分～11時50分
- 場所：周南市役所5階 委員会室2
- 出席者：審議会委員5名（中川会長、重岡副会長、難波委員、住田委員、伊藤委員）
- 事務局：4名  
川本建設部長  
住宅課（吉村課長、梅本室長、藤井）
- 傍聴者：非公開につきなし

### 1. 開会

- ① 建設部長挨拶
- ② 委員自己紹介
- ③ 事務局自己紹介

### 2. 市の施策及び周南市空家等審議会の説明

＜事務局＞ 一市の施策及び周南市空家等審議会の説明―

### 3. 出席状況及び会議の成否

＜事務局＞ 出席委員5人により、過半数に達しており、会議成立。会議は原則非公開とし、議事録は公表。

### 4. 会長及び副会長選出

＜事務局＞ 周南市空家等審議会規則第5条の規定による会長及び副会長の選出を行いたいと存じます。規則では、「会長及び副会長は委員の互選により定める」となっています。どなたか推薦される方がいらっしゃればお願いします。

―意見なし―

＜事務局＞ 意見等なしということから、事務局案をお示しいたしたく思います。事務局案としては、中川委員を会長、重岡委員を副会長としたいと考えておりますがいかがでしょうか。

＜委員＞ 異議なし。

＜事務局＞ ご異議がなければ、拍手をもって、ご承認いただきたいと存じます。

―拍手―

＜事務局＞ ただいま、委員の皆様のご承認をいただきましたので、会長が中川委員、副会長が重岡委員にそれぞれ決定されました。それでは、中川会長、重岡副会長にご挨拶いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、中川会長からお願いいたします。

—中川会長、重岡副会長 挨拶—

＜事務局＞ ありがとうございます。お二方は、会長、副会長席にそれぞれ移っていただくとともに、以後の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。中川会長よろしくお願いいたします。

## 5. 議事

＜会 長＞ 早速ですが、議事を進めてまいりたいと思いますので、円滑な議事進行にご協力をいただきますようお願いいたします。また、ご発言は挙手のうえ、卓上の備え付けマイクをご使用ください。ご発言の際にスイッチを入れて、発言が終了されましたら、再度スイッチを押していただいて、必ず電源をお切りください。議事を録音しておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

最初に、議事録の署名委員を難波委員にお願いしたいと思いますますが、よろしいでしょうか。

＜難波委員＞ はい。引き受けます。

＜会 長＞ それでは「**管理不全空家等について**」事務局より説明をお願いします。

＜事務局＞ —令和6～7年度に指定した管理不全空家等の近況について説明—  
—管理不全空家等の新たな認定の見込みと今後の方針について説明—

＜会 長＞ ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、質問やご意見等はございませんか。

＜伊藤委員＞ 本件について、相続人全員が相続放棄した場合、扱いはどうなりますか。

＜事務局＞ 所有者は不在となります。このような場合において、市は、空家等管理活用支援法人と協力し、財産管理制度を活用する等、解決に向けての前向きな取り組みを行っています。

＜住田委員＞ 市が行う対応としては、文書の送付のみ行っているのでしょうか。

＜事務局＞ 文書の送付のみではありません。行政手続として必要な文書は発送したうえで、状況に応じては、電話での連絡や直接お訪ねしてのやり取りといったことも行っています。

＜伊藤委員＞ 勧告に基づく固定資産税等の増額について、勧告に至るまでの期限はあるのでしょうか。

＜事務局＞ 勧告の決定や実施については、期限での判断ではなく、各案件の状況や相手方の反応に応じての判断であり、ケースバイケースです。手順といたしましては、本審議会への諮問に基づき決定され、実施します。

ただし、各行政手続において、措置の内容と期限を定めており、措置の期限までに措置の内容を実施されていない場合においては、以降の行政手続の実施に係る判断材料となります。

＜住田委員＞ 某地区の一部崩落していた状態が酷い空き家については、管理不全空家等の候補として議論されたことがあるのでしょうか。

＜事務局＞ その件につきましては、特定空家等の認定について、本審議会でも議題として取り上げていたところではありましたが、空家等管理活用支援法人の協力や市の補助制度の活用等もあり、無事解体にまで至りました。

＜伊藤委員＞ 私が知っている不適切管理の空き家の案件について、管理不全空家等に該当してはいませんが、同様に建物の状態が悪いものがあります。農地法上、不動産の売買が難しいと言われている案件ですが、こういった案件はどのように解決していけるのでしょうか。

＜事務局＞ 農地法の詳細については、農業委員会等の範疇のため、具体的な回答はいたしかねます。各案件においては、法令等に基づき、可能な方法を以って対応していきます。

＜難波委員＞ 本議題は、13 件の管理不全空家等に関する報告で間違いないですか。

＜事務局＞ そうです。

＜難波委員＞ この 13 件の管理不全空家等と、個別具体的な別の事案については、切り離したうえで議事の進行をお願いします。

＜会 長＞ 難波委員のご意見に賛成します。

そのうえで、最初に事務局よりご説明いただいた、周南市の空き家対策としての施策とは別の説明として、不適切管理の空き家が発生した際の対応についてもお示しいただければ分かりやすいと思います。

＜事務局＞ 分かりました。資料を作成いたします。

＜会 長＞ ほかに質問やご意見等はございませんか。

なければ次の議題にうつります。

次に「その他」について事務局より説明をお願いします。

＜事務局＞ ―その他「令和 8 年度の主な取り組み」について説明―

＜会 長＞ ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、質問やご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事について終了いたします。

## 6. 閉会